

<対策のポイント>

産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を前提に、米の需給変化に即応し、加工用米・新規需要米の国民への安定供給を実現するため、産地や流通事業者等が策定する需給安定計画に基づき、各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組を支援します。

<事業目標>

- 需給状況の変化に即した非主食用米の供給体制の強化

<事業の内容>

1. 需給の変化に即した供給体制の構築

需給安定計画（※）を策定した民間事業者による、**中長期的な需給状況**を踏まえ、**需給変化に即した供給体制の構築に必要な取組**を支援します。

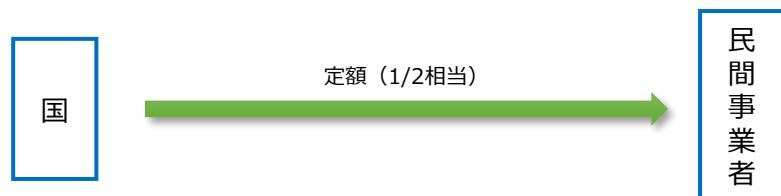
（米穀を翌年から翌々年3月頃までの時期に販売する取組が対象です。）

- ① 対象作物 : 加工用米・新規需要米
- ② 補助率 : 定額（1/2相当）
- ③ 支援対象経費 : 保管経費、集約経費、運送経費

2. 連携体制の構築

産地、流通事業者、販売事業者等の関係者の参画のもとで行う、**需給安定計画の策定、生産・販売戦略の検討、中長期的な販売動向調査等**の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※ 需給安定計画

- ✓ 産地と複数年契約を結んだ民間事業者（集荷業者・団体等）が、加工用米・新規需要米に関して、需給状況の変化に即した供給体制を構築するために必要な取組内容、目標等を盛り込んだ計画

